

すべての項目に☑の記載がない場合には申請できません。記載漏れの場合は再提出となります。

記入例

様式第1－3号（第10条関係）

誓約書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

本助成金の「支援申込」の様式であることを必ず確認してください。

ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づく支援申込を行うにあたり、下記事項を確認し相違ないことをここに誓約いたします。

- ☒ 都内で事業を営んでいます。
- ☒ 要綱第3条第1号に定める中小企業等に該当します。
- ☒ 都内に勤務する常時使用する従業員であって、かつ雇用保険の被保険者である者を1人以上、かつ、6か月以上継続して雇用しています。
- ☒ 常時使用する従業員の総数に占める常時使用する若手従業員の割合が30%以下です。
- ☒ 過去3年間の常時使用する若手従業員の合計採用数が、常時使用する従業員の総数の10%以下です。
- ☒ 過去1年以内に若手人材を含む求人活動を行っています。
- ☒ 支援申込日の前日から起算して過去5年間に東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがありません。また、当該不支給決定もしくは支給決定の取消しに係る支給申請に関与した者（法人の場合、代表者個人を含む。）ではありません。
- ☒ 支援申込日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はありません。
- ☒ 労働者に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っています。
- ☒ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。
- ☒ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていません。
- ☒ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していません。
- ☒ 前記以外の労働関係法令について遵守しています。
- ☒ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っています。
- ☒ 都税の未納付はありません。
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第25条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
 - * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☒ 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第25条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合にはこれに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
 - * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ☒ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等ではありません。
- ☒ 東京都及び東京都政策重働団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていません。
- ☒ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していません。
- ☒ 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていません。
- ☒ 本助成金もしくは助成内容が同一と認められる助成金等を利用または受給したことがありません。
- ☒ 要綱における関係書類は、理事長が必要と認めた場合は、速やかに提出します。
- ☒ 本助成金の助成対象経費の2分の1は自社負担であることを理解しており、最大3年間助成対象事業を継続できる財政状況にあります。
- ☒ 本助成金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び貴団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。
- ☒ 本事業の支援申込内容を、財団他事業又は東京都に照会すること及び情報提供を行うことに同意します。
- ☒ 本事業で専門家派遣を適切に行うため、支援申込で提出した企業情報等について委託事業者及び専門家へ提供することに同意します。なお、委託事業者及び専門家は、本事業の円滑な運営においてのみ必要な範囲で当該企業情報等を使用します。

令和 ○ 年 7 月 1 日

助成金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は助成金を返還します。

支援申込書（様式第1－1号）と同日の日付を記入してください

※空欄の場合は受領不可のため再提出となります。

個人の住所地

※個人事業主の場合のみ記入（住民票記載事項証明書とともに記載）

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

※代表者氏名は署名のこと

東京都千代田区飯田橋〇丁目〇〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役

東京 花子

代表者名は自署にて記載してください。